保育所・アザレア幼児園 園児を募集します

平成22年度の保育所・アザレア幼児園（長時間保育児）園児を次のとおり募集します。

▼**入所基準**　次の、1（保育の実施基準）および2の条件を満たす場合に、入所申し込みができます。

1　児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事情に該当するため、その児童の保育ができない場合（同居の親族その他の人が、その児童を保育することができる場合は除きます）。

①昼間に居宅外で、労働することを常態としていること。

②昼間に居宅内で、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

③妊娠中であるか、または出産後間もないこと（母親の出産の理由による場合は、出産月とその前後2か月の約5か月の保育実施期間となります）。

④疾病、負傷、または精神若しくは身体に障害を有していること。

⑤長期にわたり疾病、または精神若しくは身体に障害を有する状態にある同居の親族を常時介護していること。

⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。

⑦その他、町長が認める前記の事情に類する状態にあること。

2　児童および保護者が、須恵町に住所を有すること。

▼**募集**

町立

▽**かやの保育所**

・0歳児（10か月過）～5歳児（定員110人）

▽**アザレア幼児園（長時間保育児）**

・0歳児（10か月過）～3歳児（定員60人）

・4・5歳児（定員70人）

私立

▽**須恵めぐみ保育園**

・0歳児（4か月過）～5歳児（定員120人）

▽**わかすぎの杜保育園**

・0歳児（6か月過）～5歳児（定員90人）

▼**保育時間**　保育時間は、7時から18時までです。なお、延長保育が必要と認められた場合は、19時まで保育を行います（別途延長料金が必要です）。

新入園児については、精神的負担を少なくするために入園から10日間程度は、短時間保育としています（お子さんの年齢や状況によっては長くなることもあります）。

▼**申込書配布期間・場所**　平成22年1月5日（火）～8日（金）までの間に各保育所（園）・アザレア幼児園または子ども教育課で配布します。

▼**受付け期間**　平成22年1月12日（火）～22日（金）

▼**受付け場所**　各保育所（園）・アザレア幼児園または子ども教育課（平成21年度に中途申し込みをして、まだ入所できていない人も申込みが必要です）。

▼**問合せ先**

・**かやの保育所**

☎932・4836

・**アザレア幼児園**

☎935・0504

・**須恵めぐみ保育園**

☎936・2222

・**わかすぎの杜保育園**

☎932・0005

・**子ども教育課**

☎932・1151

遊びにきませんか？

次の日程で、園見学会を開催します。園児の生活風景を見学していただいて、園入所の参考になれば幸いです。

各園で行いますので、お気軽にご参加ください。電話などの申し込みは不要です（かやの保育所を除く）。

▼**かやの保育所**（一番田バス停前）

・**日　時**　1月14日（木）10時～11時30分

・**内　容**　いっしょにあそぼう！給食試食会（給食費300円・前日までに要予約）

▼**アザレア幼児園**（須恵高校前）

・**日　時**　1月20日（水）9時～11時

・**内　容**　いっしょにあそぼう！

▼**須恵めぐみ保育園**（須恵中央駅近く）

・**日　時**　1月6日（水）10時～11時

・**内　容**　保育園って楽しいよ！

▼**わかすぎの杜保育園**（新原工業団地入口）

・**日　時**　1月15日（金）9時～12時

・**内　容**　いっしょにあそぼう！　体育教室に参加できます

臨時職員の登録者を募集します

町では、一時的に事務量が増大したときなどに速やかに対応するため、臨時職員登録制を実施しています。今回、平成22年度の臨時職員の登録者を募集します。職員の補充が必要になったときは選考の上、この登録者の中から採用します。

対象者は、高校卒業程度の学力を有する人で、勤務条件などは次のとおりです。

なお、すでに登録されている人で、平成22年度も引き続き登録を希望する人は、新たに登録が必要です。

▼**問合せ先**
総務課
☎932・1151

須恵町臨時職員登録の主な内容

募集職種	一般事務 図書館事務 給食調理員	保健師 （要資格）	保育士 栄養士 幼稚園教諭 （各職種とも要資格）
賃金	5600円／日	8000／日	6500円／日
勤務時間	基本　8：30～17：15（各課勤務体系による）		
受付け日時	随時受付（土・日、祝日を除く）		
登録資格	高校卒業程度の学力を有する人		
有効期限	平成23年3月31日（登録されても登録者全員に雇用があるとは限りませんので、ご了承ください）		
提出書類	登録申請書および履歴書（総務課で配布のもの）		

統計調査の登録調査員を募集しています

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける方を、あらかじめ登録しておく「登録調査員」制度を実施しています。

▼**登録調査員制度とは**　町が統計調査員となる意思のある人を、あらかじめ登録しておく制度のことです。統計調査が実施されるときに、統計調査員として仕事に従事していただきます。

▼**統計調査とは**　統計調査には、国勢調査や工業統計調査など、さまざまな調査があり、年に2、3種の統計調査が実施されています。この各種統計調査の調査対象（世帯や事業所など）を訪問し、調査票を配布、回収などをしていただく人を統計調査員といいます。

統計調査で得られた結果は、国や地方公共団体が行政施策を企画・立案するうえでの重要な資料として利用されます。

▼**仕事の内容**

・調査員説明会への出席

・調査の準備

・世帯や事業主を訪問、調査票の配布と取集

・調査書類の点検と提出

▼**仕事の依頼**　登録調査員の人には、調査実施前に、調査の内容、日程などをお知らせします。調査への従事が可能であれば仕事を依頼します。必ずしも、全ての調査に従事していただくわけではありません。

▼**調査員の報酬**　調査終了後、報酬をお支払します。報酬額は、調査の内容、受持ちの件数などによって異なりますが、おおむね2～5万円です。

▼**登録申し込み要領**

▽**登録調査員の資格要件**

・町内に住所を有する年齢18歳～70歳未満

・責任をもって調査事務を遂行できる人

・税務、警察および選挙に直接関係のない人

・その他

▽**登録期間**　登録日～平成22年3月末日まで。ただし、取り消しの申し出がない限り更新します。

▽**申請書の提出**　まちづくり課に備え付けの「登録調査員登録申請書」に必要事項をご記入のうえ提出してください。なお、町ホームページからダウンロードすることもできます。

▽**受付け期間**　随時受付けを行なっています。

▼**問合せ先**
まちづくり課
☎932・1151